

EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）の簡素化規則の解説 正誤表

ファイル名	ページ	修正項目	誤	正
EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）の簡素化規則の解説	P2	(1) 適用基準となる閾値の変更	CBAM 規則対象品目の輸入量が年間 50 トン未満の輸入事業者	CBAM 規則対象品目の輸入量が年間 50 トン 以下 の輸入事業者
概要スライド EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）の簡素化規則の解説	P5	2. CBAM簡素化規則がもたらす変更点 適用基準となる閾値の変更:	CBAM規則対象品を年間50トン未満しか輸入しない事業者	CBAM規則対象品を年間50トン 以下 しか輸入しない事業者 (別添1参照)
	P5	2. CBAM簡素化規則がもたらす変更点 輸入事業者および間接的代理人の許可取得義務化:	CBAM規則対象品を年間50トン 以上 輸入する前に	CBAM規則対象品を年間50トン を超えて 輸入する前に (別添1参照)

概要スライド EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）の簡素化規則の解説 正誤表

- CBAM規則対象品を年間50トン未~~満~~しか輸入しない事業者
- CBAM規則対象品を年間50トン以上輸入する前に

- CBAM規則対象品を年間50トン以下しか輸入しない事業者
- CBAM規則対象品を年間50トンを超えて輸入する前に

CBAMの簡素化規則の解説

訂正前

2 | CBAM簡素化規則がもたらす変更点

- 簡素化規則により CBAM規則が改正されたものの、CBAM規則の運用は主要な政策目標に照らして継続的に監視・評価される。
- その監視と評価を踏まえ、機能向上のための変更が提案される可能性がある。

CBAM簡素化規則がもたらす変更点

適用基準となる閾値の変更：新たな免除規定により、CBAM規則対象品を年間50トン未~~満~~しか輸入しない事業者はCBAM規則の対象外となった。輸入事業者の約90%が未~~満~~規から免除される一方で、輸入品の体化排出量の約99%は依然としてカバーされる見込みである。

輸入事業者および間接的代理人の許可取得義務化：EU加盟国における輸入事業者は、CBAM規則対象品を年間50トン以上輸入する前にCBAM申告書（許可申告書）の資格を取得しなければならない。また、間接的代理人が選任される場合、その代理人は許可取得し、CBAM規則に関連する義務の履行について責任を負う必要がある。50トンの閾値に達していない段階でも、直接の輸入事業者とその代理人の双方に説明責任を確保する仕組みとなっている。

第三国における炭素価格の控除：CBAM規則対象製品に対して認定第三国が炭素価格を課している場合、許可申告者は、申告された排出量が実効的デフォルト値に応じて実際の炭素価格またはデフォルト炭素価格を用いることにより、その支払済み炭素価格分を必要なCBAM証券から控除することができる。これにより二重の炭素価格課税が防止され、公平性が促進される。さらなる詳細は欧州委員会によって定められる。サプライヤーは支払いの証拠を輸入者に提供する必要があり、輸入者は第三者による確認を受けなければならない。

CBAM証券の販売延期およびCBAM申告書の提出期限延長：簡素化規則により、CBAM証券の販売開始は2026年1月1日から2027年2月1日へと延期され、また、年次CBAM申告書の提出期限も対象年の翌年5月31日から9月30日へ延長された。これにより、輸入事業者に新しい案件に適合するためのより多くの時間が与えられた。

CBAM申告書におけるデフォルト値の使用：「許可申告者が輸入品に関連する実際の排出量を適切に算定できない場合に」との条件付けを削除し、対象製品について当該国の平均排出量単位に基づくデフォルト排出量の使用が認められた。

CBAM証券の納付：輸入事業者がCBAM登記簿に登録すべきCBAM証券の数が引き下げられた。従来は、四半期ごとに全対象製品の体化排出量の80%以上のCBAM証券の登録が求められていたところ、そのカバレッジ要件が50%以上に緩和された。

仕上げ工程で発生する体化排出量の適用除外：一部のアルミニウムおよび鉄鋼製品については、EU ETSに含まれない、独立した設備で実施される仕上げ工程（切削、コーティング、表面処理）はCBAMの対象範囲から除外され、そこで発生する体化排出量は算出対象外となる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 01-1101000000 無断転載・転用を禁ず



CBAMの簡素化規則の解説

訂正後

2 | CBAM簡素化規則がもたらす変更点

- 簡素化規則により CBAM規則が改正されたものの、CBAM規則の運用は主要な政策目標に照らして継続的に監視・評価される。
- その監視と評価を踏まえ、機能向上のための変更が提案される可能性がある。

CBAM簡素化規則がもたらす変更点

適用基準となる閾値の変更：新たな免除規定により、CBAM規則対象品を年間50トン以下しか輸入しない事業者はCBAM規則の対象外となった。輸入事業者の約90%が本規則から免除される一方で、輸入品の体化排出量の約99%は依然としてカバーされる見込みである。

輸入事業者および間接的代理人の許可取得義務化：EU加盟国における輸入事業者は、CBAM規則対象品を年間50トン以上輸入する前にCBAM申告書（許可申告書）の資格を取得しなければならない。また、間接的代理人が選任される場合、その代理人は許可取得し、CBAM規則に関連する義務の履行について責任を負う必要がある。50トンの閾値に達していない段階でも、直接の輸入事業者とその代理人の双方に説明責任を確保する仕組みとなっている。

第三国における炭素価格の控除：CBAM規則対象製品に対して認定第三国が炭素価格を課している場合、許可申告者は、申告された排出量が実効的デフォルト値に応じて実際の炭素価格またはデフォルト炭素価格を用いることにより、その支払済み炭素価格分を必要なCBAM証券から控除することができる。これにより二重の炭素価格課税が防止され、公平性が促進される。さらなる詳細は欧州委員会によって定められる。サプライヤーは支払いの証拠を輸入者に提供する必要があり、輸入者は第三者による確認を受けなければならない。

CBAM証券の販売延期およびCBAM申告書の提出期限延長：簡素化規則により、CBAM証券の販売開始は2026年1月1日から2027年2月1日へと延期され、また、年次CBAM申告書の提出期限も対象年の翌年5月31日から9月30日へ延長された。これにより、輸入事業者に新しい案件に適合するためのより多くの時間が与えられた。

CBAM申告書におけるデフォルト値の使用：「許可申告者が輸入品に関連する実際の排出量を適切に算定できない場合に」との条件付けを削除し、対象製品について当該国の平均排出量単位に基づくデフォルト排出量の使用が認められた。

CBAM証券の納付：輸入事業者がCBAM登記簿に登録すべきCBAM証券の数が引き下げられた。従来は、四半期ごとに全対象製品の体化排出量の80%以上のCBAM証券の登録が求められていたところ、そのカバレッジ要件が50%以上に緩和された。

仕上げ工程で発生する体化排出量の適用除外：一部のアルミニウムおよび鉄鋼製品については、EU ETSに含まれない、独立した設備で実施される仕上げ工程（切削、コーティング、表面処理）はCBAMの対象範囲から除外され、そこで発生する体化排出量は算出対象外となる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 01-1101000000 無断転載・転用を禁ず